

基本的な考え

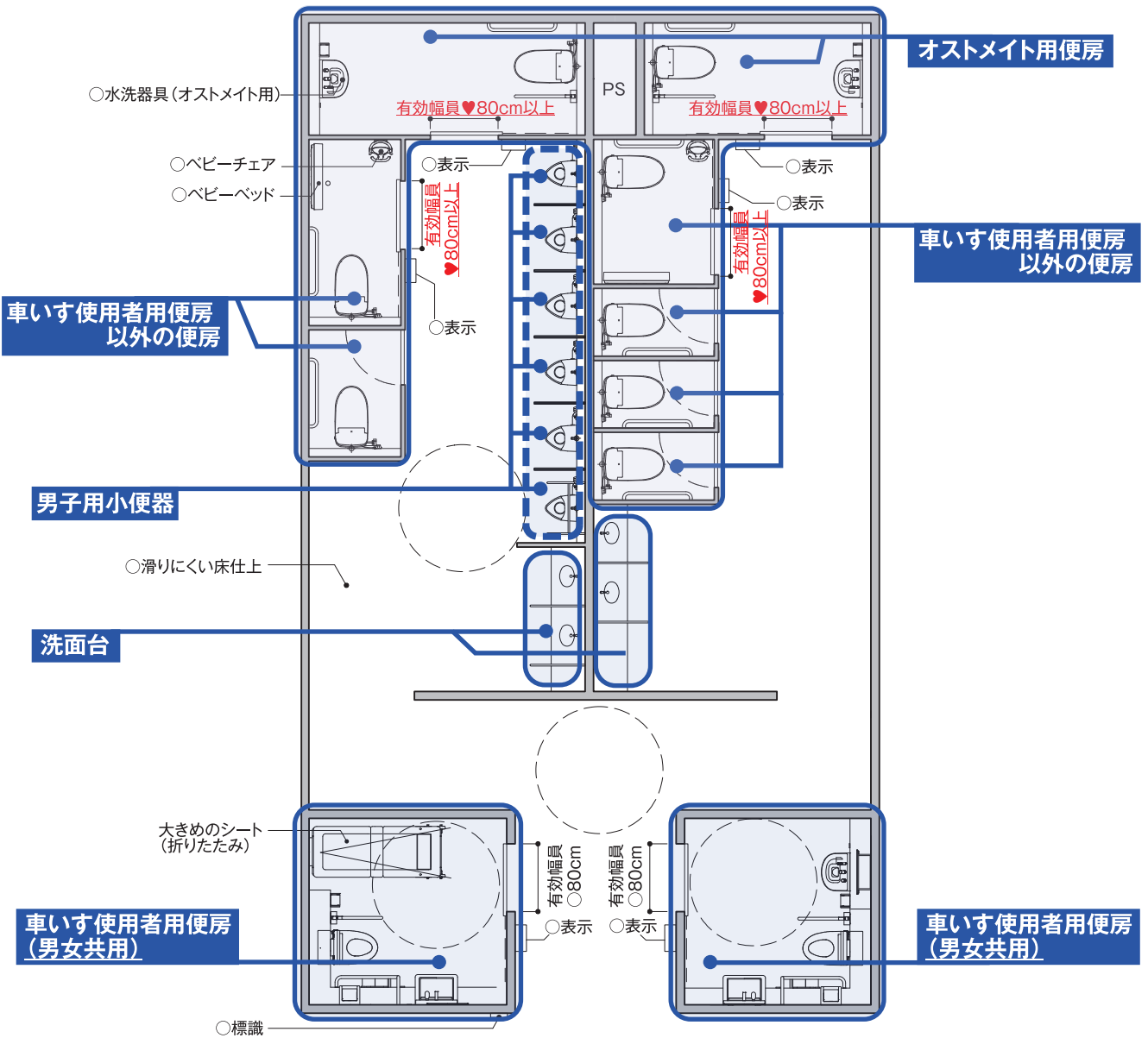
多様な利用者のニーズに対応するとともに、より使いやすい便所とするために、車いす使用者用便房、オストメイト対応設備を備えた便房の他に、乳幼児用の設備を有する便房の設置などを適切に配置する必要があります。特定の便房への利用者が集中することを避けるため、個別の機能ごとに便房を設置するなど、各種設備・機能を便所全体に適切に分散して配置することが重要です。また、近年では男女共用の便房設置に関するニーズが高まっており、異性介助による便所利用の場合など、利用者の状況に配慮した便所・便房の設計が求められています。



1. 全ての便所に関する基準

指定施設整備基準		建築物移動等円滑化基準	図
(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合には、当該便所の全ては、次に掲げるものでなければならない。		同左	
ア	床面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる事。	同左	9-1
イ	便所の出入口に戸を設ける場合には、高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。	同左	
ウ	出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。	同左	
エ	次に掲げる洗面台を1以上（当該便所に男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）設けること。	—	9-2
(7)	洗面器（乳幼児用のものを除く。）の手前及び両側に手すりを設けること。ただし、当該洗面器が荷重に対し必要な強度を有し、身体を支持することができる場合は、手前に設けることを要しない。	洗面器を1以上（当該便所に男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）設け、当該洗面器（乳幼児用のもの及び便房内に設けるものを除く。）の両側に手すりを設けること。	9-2
(イ)	洗面器の水栓は、高齢者、障害者等が円滑に操作できるものとする事。	—	9-2
(ウ)	洗面台の鏡は、床面から90センチメートル以下の位置から上方へ垂直に80センチメートル以上の長さで設けること。	—	9-2

図9-1 便所の構成要素



(1) 全ての便所に関する基準

整備基準 9-(1)

- 便所を複数設ける場合は、各便所に1以上、洗面台を設置することが必要である。
- 便所を構成するのが車いす使用者用便房のみの場合、車いす使用者用便房内の洗面台には手すりの設置が必要である。
- 便所内に男子用小便器を設ける場合は1以上に、9-(1)-オを満たす男子用小便器を設置することが必要である。
- 車いす使用者用便房以外の便房の場合は1以上を、9-(1)-カを満たす車いす使用者用便房以外の便房とすることが必要である。(男女の区別がある場合は、それぞれ1以上)
- ♥ 車いす使用者用便房以外にも、車いす使用者が利用できるよう戸の有効幅員や十分な空間を確保した便房を設けることが望ましい。

(2) 車いす使用者用便房及びオストメイト用便房に関する基準

整備基準 9-(2)-ア、イ

- 便所のうち1以上に、車いす使用者用便房及びオストメイト用便房を設けること。(男女の区別がある場合は、それぞれ1以上)
- ♥ 車いす使用者用便房を複数設ける場合は、介助者が異性の場合があることを考慮し、少なくとも1以上は男女が共用できる位置に設けることが望ましい。
- ♥ 男女が共用できる位置に設けた車いす使用者用便房には大きめのシートを設けることが望ましい。

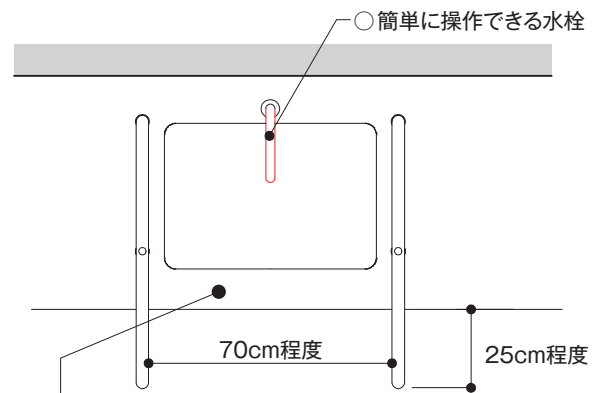
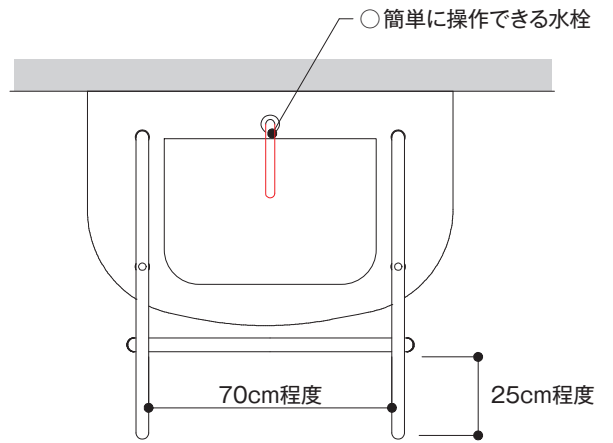
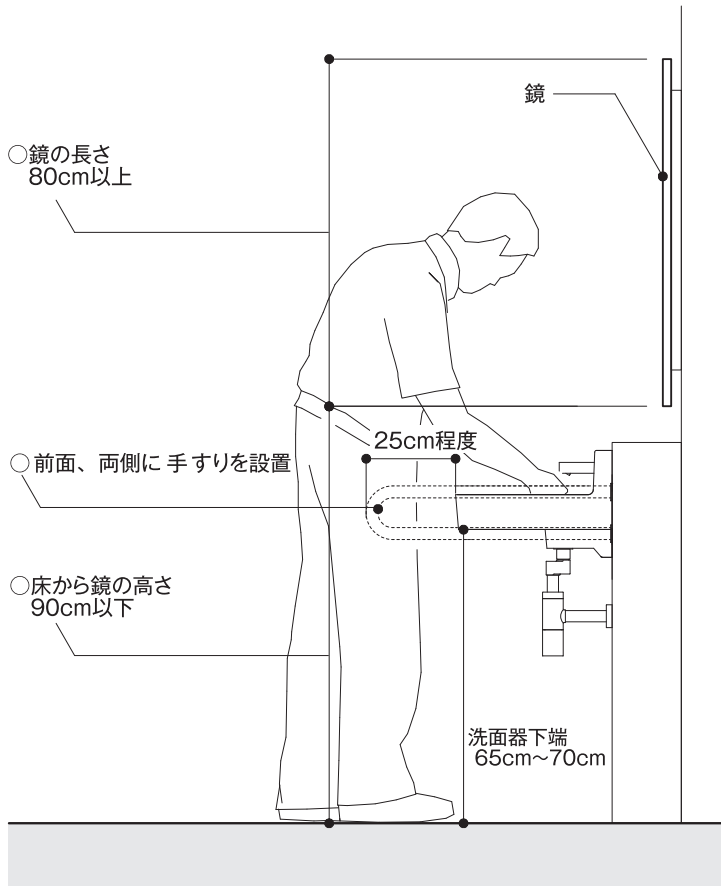
(3) ベビーベッド・ベビーチェアに関する基準

整備基準 9-(3)

- 一定規模以上の建築物には、便所のうち1以上に、ベビーベッド及びベビーチェアを設けること。(男女の区別がある場合はそれぞれ1以上)
- ♥ ベビーベッド及びベビーチェアは車いす使用者用便房以外の便房に設けることが望ましい。

	指定施設整備基準	建築物移動等円滑化基準	図
オ	男子用小便器を設ける場合には、そのうち1以上は、次に掲げるものであること。	同左	9-3
	(7) 床置き式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器とすること。	同左	9-3
	(イ) 前面及び両側に手すりを設けること。ただし、乳幼児用の男子用小便器を除く。	同左	9-3
	(ウ) 前面に設ける手すりは、男子用小便器の面と合わせること。	—	9-3
	(イ) 前面に、車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間を確保すること。	—	9-3
カ	車いす使用者用便房以外の便房を設ける場合には、そのうち1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)は、次に掲げるものであること。	同左	9-4
	(7) 手すりを設けること。	同左	9-4
	(イ) 戸は、高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。	同左	9-4
	(ウ) 便器は、腰掛便座とすること。	同左	9-4

図9-2 高齢者、障害者等が円滑に利用できる洗面器の例



洗面器にもたれかかっても十分に耐えうる強度がある場合は、前面の手すりは不要

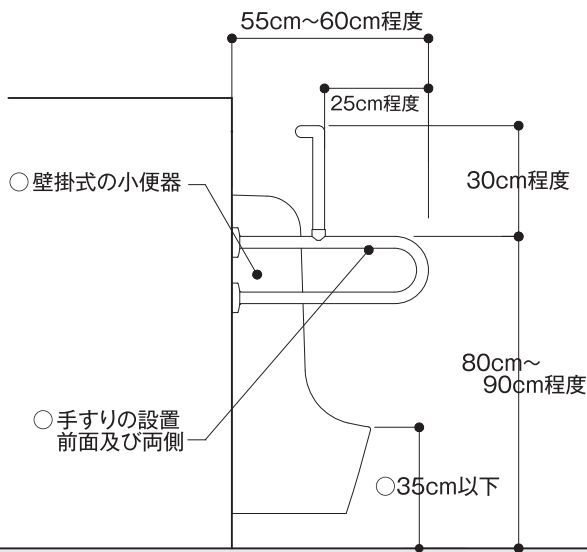
洗面器の手すり

整備基準 9-(1)-エ-(7)

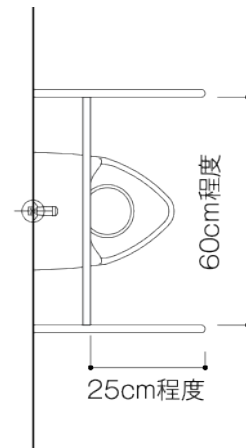
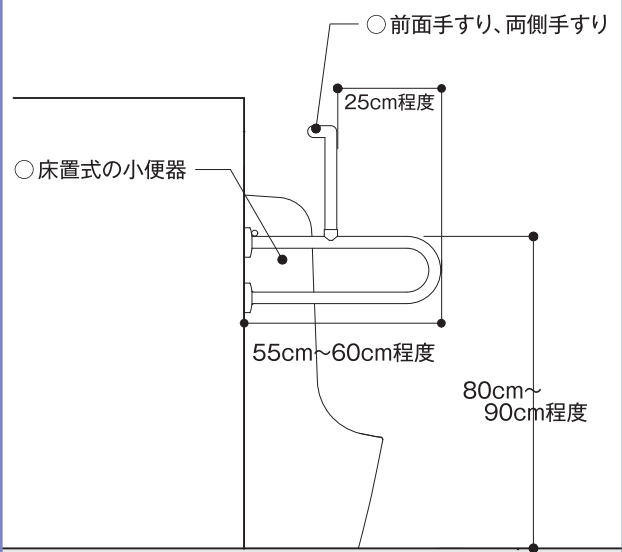
- 各便所に1台以上、使用時に体を支えることができるように、洗面器の前方及び両側に手すりを設ける必要がある。
- 洗面器にもたれかかっても十分に耐えうる強度がある場合は、前面の手すりは不要である。
- 乳幼児専用の洗面器には手すりは不要となる。

図9-3 男子用小便器の例

壁掛け式の小便器



床置き式の小便器



<出典>TOTO バリアフリーブック [パブリックトイレ編 2018年1月改訂版]

小便器の手すり

整備基準 9-(1)-オ-(イ)

- 各便所に1以上必要となる。
- 小便器の手すりは杖使用者等の歩行困難者が、左右の手すりによりかかり、又は、前面の手すりに胸をあてて体を支えながら排泄するために必要となる。
- ♥ 移動距離を最短にするため、便所の入口から最も近い小便器に設置することが望ましい。

小便器の前のスペースの確保

整備基準 9-(1)-オ-(イ)

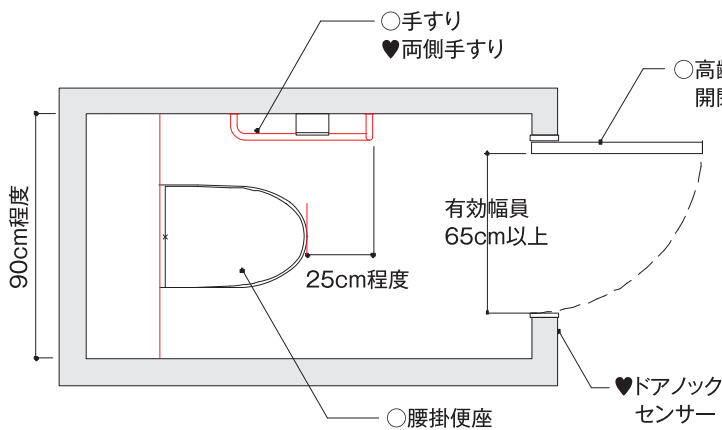
- 車いす使用者の利用を考慮し、小便器の前に車いす使用者が円滑に利用できるような空間の確保が必要である。

杖使用者などの声

歩行が困難な方が排泄する際に、手すりは非常に有効です。1つだけでなく、なるべく多くの小便器に設置して欲しいです。

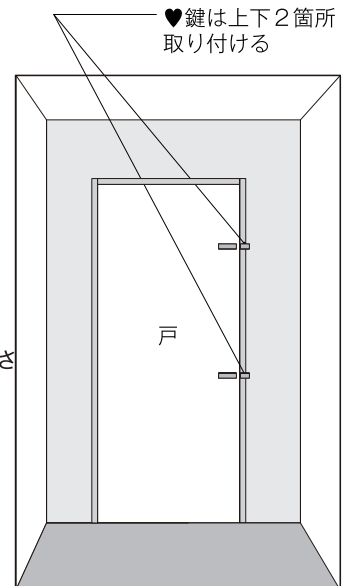
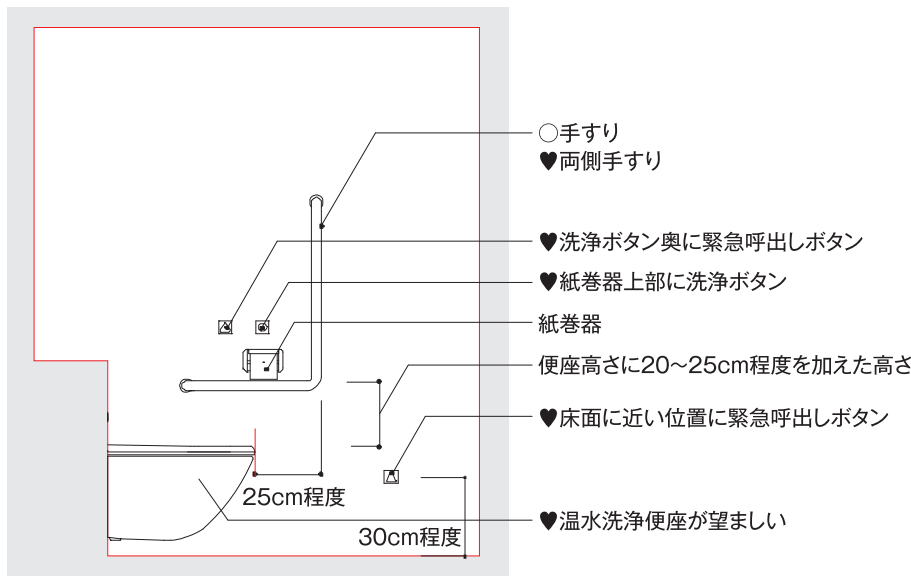


図9-4 その他の便房の例



乳幼児連れ利用者の声

子どもと一緒に便房に入ると、子どもが勝手に鍵をあけて出て行ってしまふことがあります。高い所にも鍵をつけてほしいです。



その他の便房とは

整備基準 9-(1)-カ

- 「その他の便房」とは、車いす使用者用便房以外の便房のことである。各便所に1以上必要となる。
- ♥ 非常用呼出しボタンを設けるほか、各器具の配置は、日本工業規格 (JIS S 0026 高齢者・障害者配慮設計指針) とすることが望ましい。

手すりの構造

整備基準 9-(1)-カ-(7)

- 高齢者や歩行困難者のために、立位姿勢を補助し、排泄中の姿勢を安定させるために必要な設備である。
- ♥ その他の便房の手すりはL型手すりとするのが望ましい。
- ♥ その他の便房の手すりは両側に設けるのが望ましい。

戸の構造

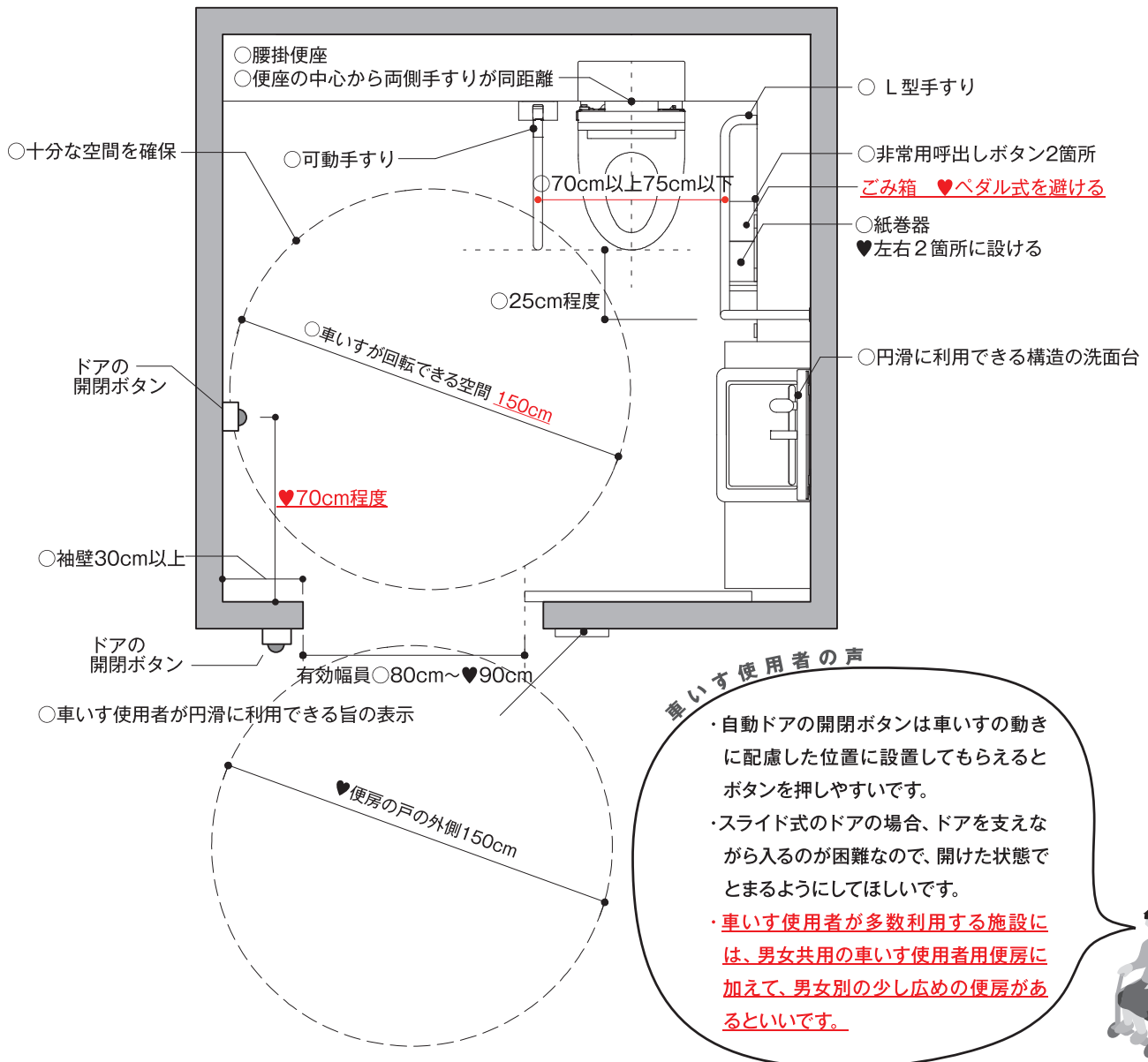
整備基準 9-(1)-カ-(イ)

- 開き戸より引き戸が開閉しやすい。
- 開き戸とする場合は、戸が開かなくなることを避けるため、外開きや非常時に戸が取り外せる構造 (当該便房を通行の支障とならない箇所に設けるなどの配慮をする) とすること。
- 施錠装置は弱い力でも簡単に操作できる構造とすること。
- 便房使用中に、外側から使用中であることがわかる構造とすること。
- その他の便房の出入口の有効幅員は65cm以上とすること。
- ♥ その他の便房のドアには、ドアノックを感知し、発光するドアノックセンサー等を設置することが望ましい。
- ♥ ドアの鍵は、子どもとの同室を想定し、通常の位置と子どもの手の届かない高い位置の2箇所に設置することが望ましい。
- ♥ 施錠を示す色は赤と青とし、明度・彩度にも配慮することが望ましい。

2-1.車いす使用者用便房に関する基準

指定施設整備基準		建築物移動等円滑化基準	図
(2) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合には、そのうち1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）は、次に掲げるものでなければならない。		同左	
ア	便所内に、次に掲げる構造の車いす使用者用便房を1以上設けること。	同左	
	(ア) 車いす使用者用便房は、分かりやすく利用しやすい位置に設けること。	同左	
	(イ) 次に掲げる位置及び構造の手すりを設けること。	手すりが適切に配置されていること。	9-7 9-8
	a 腰掛便座の壁側には水平部分と垂直部分を有しそれぞれが連続した手すり（以下「L型手すり」という。）を設け、その反対側には可動式の手すりを設けること。	—	9-7 9-8
	b L型手すりとは可動式の手すりの水平部分の高さを合わせること。	—	
	c L型手すりとは可動式の手すりの間隔は、70センチメートル以上75センチメートル以下とすること。	—	9-7
	d 可動式の手すりの先端は、腰掛便座の先端に合わせること。	—	9-7
	e L型手すりの垂直部分は、腰掛便座の先端から25センチメートル程度とすること。	—	9-7 9-8
	(ウ) 次に掲げる位置及び構造の腰掛便座を設けること。	腰掛便座が適切に配置されていること。	9-7 9-8
	a 腰掛便座は、便座の中心から両側の手すりが同距離になるよう設置すること。	—	9-7
	b 腰掛便座の座面の高さは、車いすの座面の高さに合わせること。	—	9-8
	c 便器の洗浄ボタンは、高齢者、障害者等が円滑に操作できるものとする。	—	9-8
	(イ) 車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。	同左	9-7
	(オ) 次に掲げる高齢者、障害者等が円滑に利用できる構造の洗面台を設けること。	高齢者、障害者等が円滑に利用できる構造の洗面器を設けること。	9-9
a 洗面器の水栓は、高齢者、障害者等が円滑に操作できるものとする。	—	9-9	

図9-7 車いす使用者用便房の例



十分な空間を確保

整備基準 9-(2)-ア-(I)

- ・ 車いす使用者が円滑に利用できる十分な空間とは、便房内で車いすが切り返しをせずに回転できる空間が基本となり、原則として、便房内の設備等と干渉しないよう、直径150cm以上の円が**必要である。**

袖壁の設置

整備基準 9-(2)-ア-(ク)、4-(4)

⇒「4 出入口」を参照

- ・ 戸の横に、袖壁を設置する必要がある。

右利き用と左利き用の配慮

整備基準 9-(2)

- ♥ 車いす使用者用者便房は、右利き用、左利き用の便房をそれぞれ1以上設けることが望ましい。(上図は右利き用の例)

戸の構造

整備基準 4-(1)、(3)、(4)

⇒「4 出入口」を参照

- ♥ 自動ドアの開閉ボタンは、袖壁から70cm程度離すことが望ましい。
- ♥ 自動ドアの開閉ボタンは、袖壁部分に設置すると操作しづらいため、避けることが望ましい。また、開閉ボタンは操作の支障のない位置に設けるよう配慮することが望ましい。

便房の戸の外側の構造

- ♥ 直径150cm以上のスペースを確保することが望ましい。

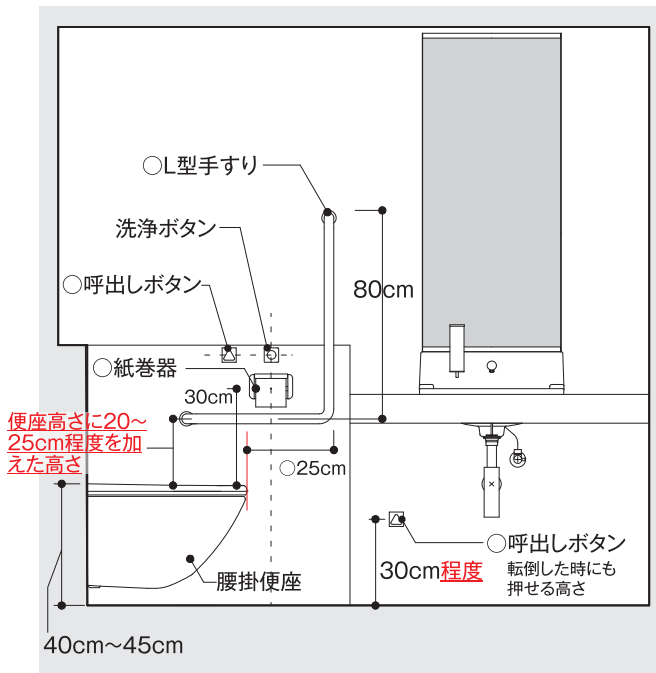
通路の有効幅員

整備基準 5-(2)-ア

- ・ 利用居室から車いす使用者用者便房の出入口までの経路は移動等円滑化経路であることから、通路の有効幅員は、140cm以上確保する必要がある。

指定施設整備基準		建築物移動等円滑化基準	図
b	洗面器の下端の高さは、床面から65センチメートル以上70センチメートル以下とし、車いす使用者の膝が入るようにすること。	—	9-9
c	洗面台の鏡は、床面から90センチメートル以下の位置から上方へ垂直に80センチメートル以上の長さで設けること。	—	9-9
(カ)	紙巻器は、腰掛便座から手の届く位置に設けること。	—	9-8
(キ)	非常用呼出しボタンは、腰掛便座から手の届く位置及び高齢者、障害者等が転倒した場合でも手の届く位置に設けること。	—	9-8
(ク)	戸の横に幅30センチメートル以上の袖壁を設けること。ただし、自動的に開閉する構造で、車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造の場合を除く。	—	9-7
(ケ)	当該便房の出入口の戸又はその付近に車いす使用者が円滑に利用できる旨の表示を行うこと。	同左	9-7

図9-8 腰掛便座の位置及び構造



便器の洗浄ボタン

整備基準 9-(2)-ア-(ウ)-c

- 便器の洗浄ボタンは、簡単に操作できるよう、便器に座った状態で手の届く位置に設け、弱い力でも操作できる形状とすることがある。
(例) 洗浄ボタン式、光感知式、くつべら式押しボタン等
- ♥ 視覚障害者に配慮し、光感知式の場合は洗浄ボタン式を併設することが望ましい。
- ♥ ボタンには点字や浮き彫り文字、触覚記号等による表示を行うことが望ましい。

視覚障害者の声

どこに洗浄ボタンがあるのかわからず、困るため、便所の洗浄ボタンはJIS規格に統一してほしいです。



腰掛便座の高さ

整備基準 9-(2)-ア-(ウ)-b

- 腰掛便座の座面の高さは車いすの座面の高さとする。
- ♥ 温水洗浄便座が望ましい。

紙巻器

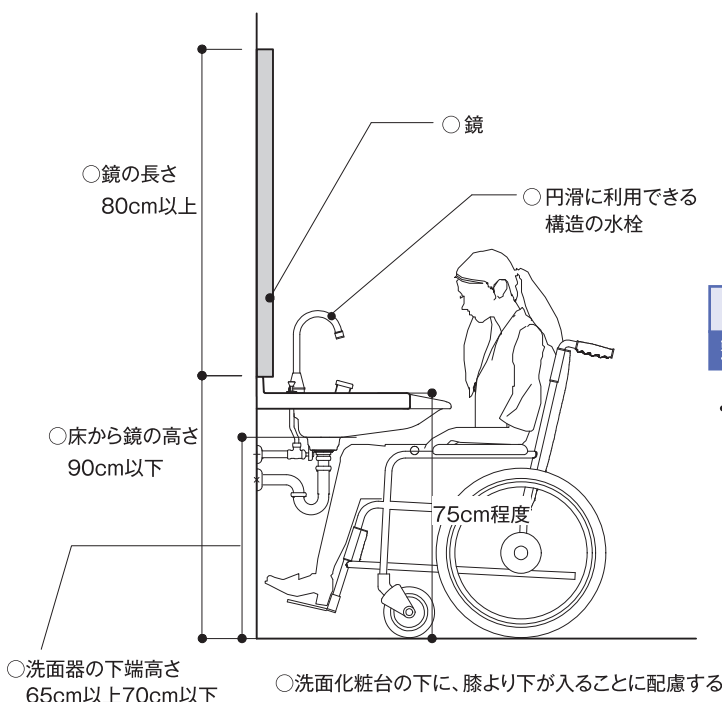
整備基準 9-(2)-ア-(カ)

- 紙巻器は便座から手の届く位置に設ける。

JIS規格

- ♥ 各設備は、日本工業規格 (JIS S 0026 高齢者・障害者配慮設計指針) のとおりとすることが望ましい。
 - 紙巻器 (ペーパーホルダー) の真上に洗浄ボタンを配置
 - 緊急呼出しボタンは、洗浄ボタンより便器から見て手前に配置
 - 転倒時にも配慮し、床面に近い位置にも呼出しボタンを設置
 - 操作部のボタンの色やボタンと周辺色とのコントラストに配慮する。
- ♥ 洗浄ボタンの形状は丸形 (○) とする。緊急呼出しボタンの形状は洗浄ボタンと区別しやすい形状 (四角形 (□) 又は三角形 (△)) とする。

図9-9 車いす使用者が円滑に利用できる洗面台の例



洗面器の水栓

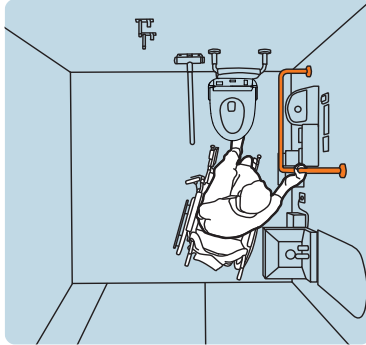
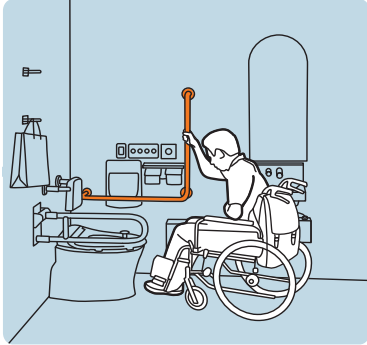
整備基準 9-(2)-ア-(チ)-a

- 洗面器の水栓は、弱い力でも簡単に操作できる形状とすることがある。
(例) レバー式・光感知式等

車いす使用者の 便器へのアプローチ

<出典>TOTO バリアフリーブック [パブリックトイレ編 2018年1月改訂版]

正面アプローチ(立位移乗の場合)

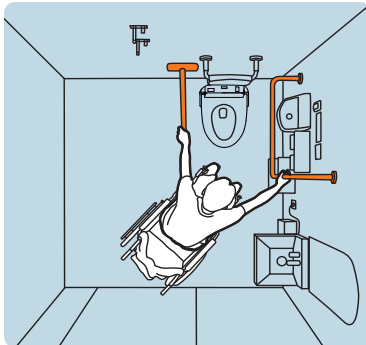
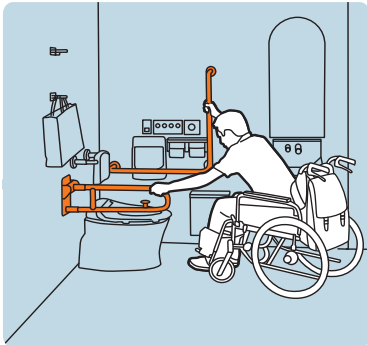


便器の正面に車いすをつけ、手すりを使って便器に移乗します。

POINT

便器の前方に車いすがアプローチできる十分な空間を確保する。

斜め前方アプローチ(立位移乗の場合)

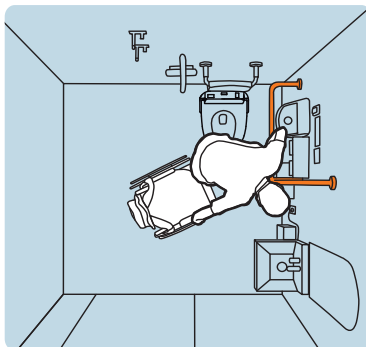
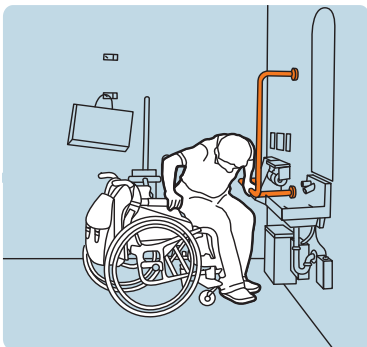


便器に対して斜め前方からアプローチし、手すりを使っていったん立ち上がり、便器に移乗します。

POINT

便器の前方と側方に車いすがアプローチできる十分な空間を確保する。

直角アプローチ(座位移乗の場合)

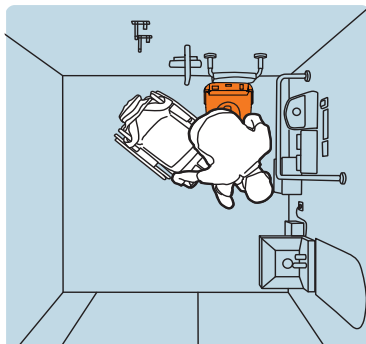
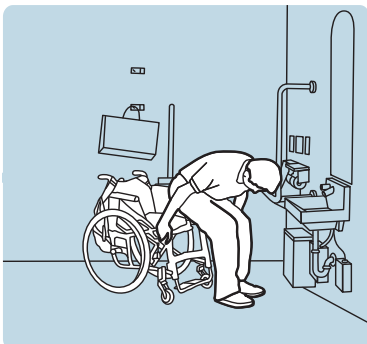


便器に対してほぼ直角にアプローチし、便器と車いすが接するように車いすをつけ、車いすや手すりを持って腰をスライドさせて車いすから便器に移乗します。

POINT

便器の側方に車いすがアプローチできる十分な空間を確保する。
壁側手すりは前出の大きいものを選び移乗時に頭が壁と接触しないように手すりとの空間を確保する。

側方アプローチ(座位移乗の場合)



便器の側方に便器と車いすが接するように車いすをつけ、車いすや手すりを持って(もしくは便座に手をつけて)腰をスライドさせて車いすから便器に移乗します。

POINT

便器の側方に車いすがアプローチできる十分な空間を確保する。

トイレのマナー

トイレは、車いす使用者、オストメイト、乳幼児向けなど、様々な高齢者、障害者等が利用しやすいよう多様な機能が必要とされており、それらが1つのトイレに整備される場合もあります。

車いす使用者用のトイレや多機能のトイレは、誰が使用しても良いのですが、他のトイレを使えない人が優先的に利用できるよう配慮が必要です。「一般トイレを利用できる方は、多機能トイレを長時間使用することは控えましょう。」など、**貼り紙等の掲示**による啓発も有効です。

次に使用する人が気持ち良く使えるよう、きれいに使用することは基本ですが、次に使用する人が高齢者、障害者等でも利用しやすいよう以下に注意しましょう。

①折りたたみ式のベビーベッドや大きめのシートは元に戻しましょう。

車いす使用者が使いやすいよう空間を確保しておきましょう。

②腰掛便器の便座は元に戻しましょう。

便座をあげた場合は、手の不自由な方などのために元に戻しておきましょう。

③可動手すりを元に戻しましょう。

車いす使用者が使いやすいよう可動手すりをすぐ使用できる位置に戻しておきましょう。

④紙巻器

ペーパーが切れた場合は、手の不自由な方などのために補充しておきましょう。

⑤短時間利用

待っている人がいるかもしれません。なるべく短時間利用を心がけましょう。



大きめのシート使用時



使用後は元に戻す



収納時

(なお、便座や可動手すりも、すぐ使えるよう元の位置に戻します。)

多の人が使いやすい施設にするために

様々な機能が盛り込まれた多機能トイレに、多くの人を利用するようになって、車いすを使用する方が待たされるようになったとの声があります。機能を分散させることや、他の便所を使用できる人に対し配慮を求める掲示も有効です。



2-2.オストメイト用便房に関する基準

	指定施設整備基準	建築物移動等円滑化基準	図
イ	便所内に、高齢者、障害者等が円滑に利用することができる次に掲げる構造の水洗器具を設けた便房を1以上設けること。	同左	9-10 9-11
	(7) 当該便房の出入口の戸又はその付近に、水洗器具を設けた便房である旨の表示を行うこと。	同左	9-10
	(1) 専用の汚物流し、水栓、洗浄ボタン、紙巻器、汚物入れ、棚及びフックを適切に設けること。	—	9-10 9-11

コラム

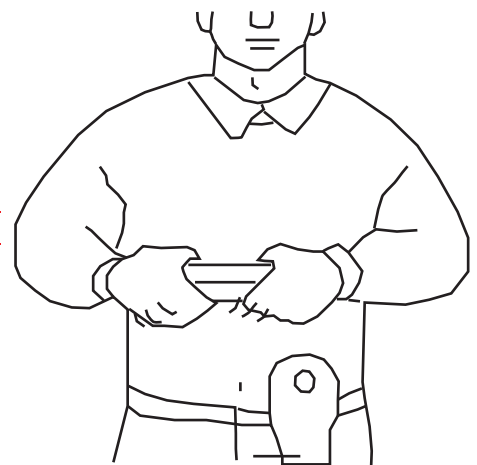
オストメイト

直腸がんや膀胱がんなどが原因で臓器に機能障害（内部障害のひとつ）を負い、手術によって、人工的に腹部へ人工肛門や人工膀胱の「排泄口（ギリシャ語でストーマ）」を造設した人を「オストメイト（ostomate）」と言います。国内には約 20 万～ 30 万人のオストメイトがいると言われています。（社団法人日本オストミー協会）

オストメイトは括約筋が使えないため便意や尿意を感じたり、我慢することができないため、便や尿を溜めておくための袋＝「パウチ」を腹部に装着しています。オストメイトはパウチに溜まった排泄物を一定時間ごとに便器や汚物流しに捨てる必要があります。この時に、パウチや腹部を洗浄することがあります。

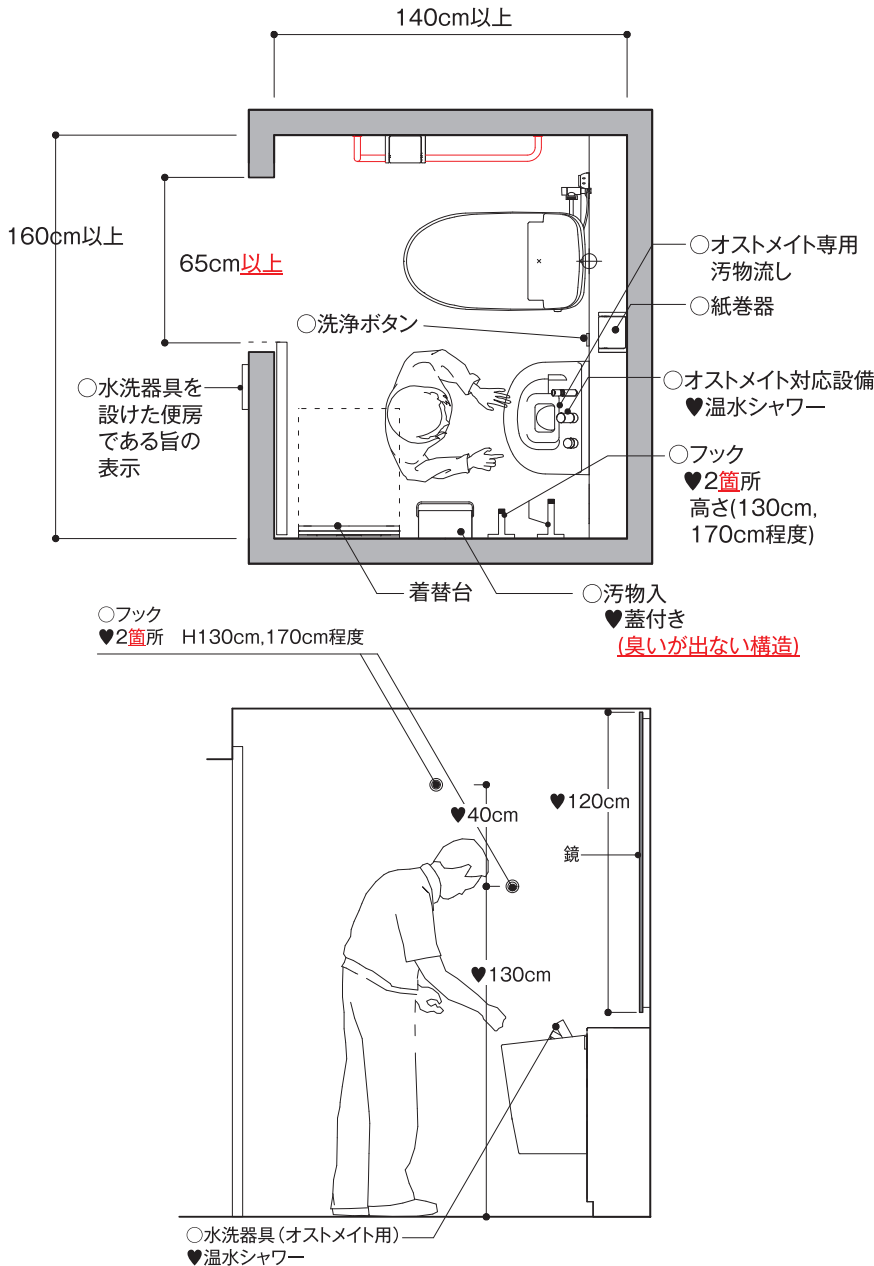


オストメイト用設備
/オストメイト
※2017年7月にJIS
の案内用図記号として
追加されました。



パウチ設置例

★ 図9-10 その他の便房にオストメイト対応設備を設けた整備例



水洗器具

整備基準 9-(2)-イ

- 水洗器具とは、パウチ（排泄物をためておく袋）等を洗浄するための器具（専用の汚物流し、水栓、洗浄ボタン）のことをいう。
- オストメイト対応設備は、建築物の区分ごとに1以上設けることが望ましい。

紙巻器・汚物入れ

整備基準 9-(2)-イ-(1)

- 紙巻器（腹部等を拭くもの）を、専用の汚物流しの近くに1箇所設ける必要がある。
- 汚物入れとは、使用済みパウチを捨てるためのものである。
- 臭いが出ないように、蓋付きの構造とすることが望ましい。

棚とフック

整備基準 9-(2)-イ-(1)

- 棚は、汚物を流したり、パウチを付け替える際に専用小物を置くためのものである。
- フックは、汚物を流したり、パウチを付け替える際に、衣服等を掛けるためのものである。
- フックは2箇所を設置し、設置する高さは、130cmと170cm程度にすることが望ましい。

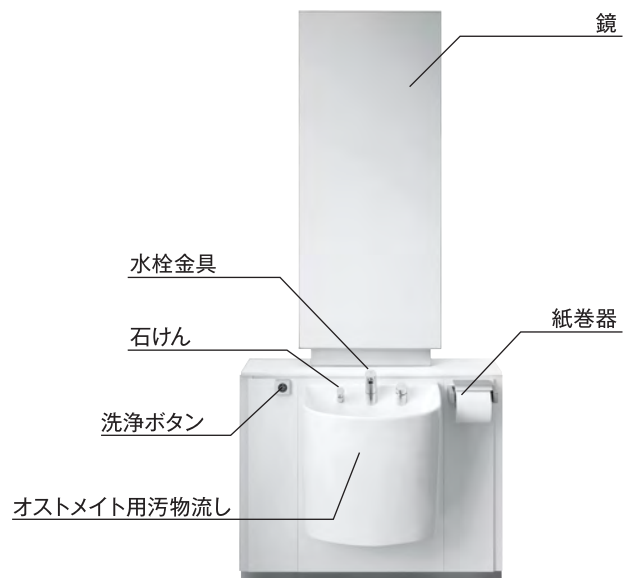
温水シャワー

整備基準 9-(2)-イ

- オストメイト対応設備に、温水シャワーを設置することが望ましい。温水シャワーは、パウチから汚物が漏れた場合や付け替える際、汚れた衣服や排泄口（ストーマ）を洗うためのものである。

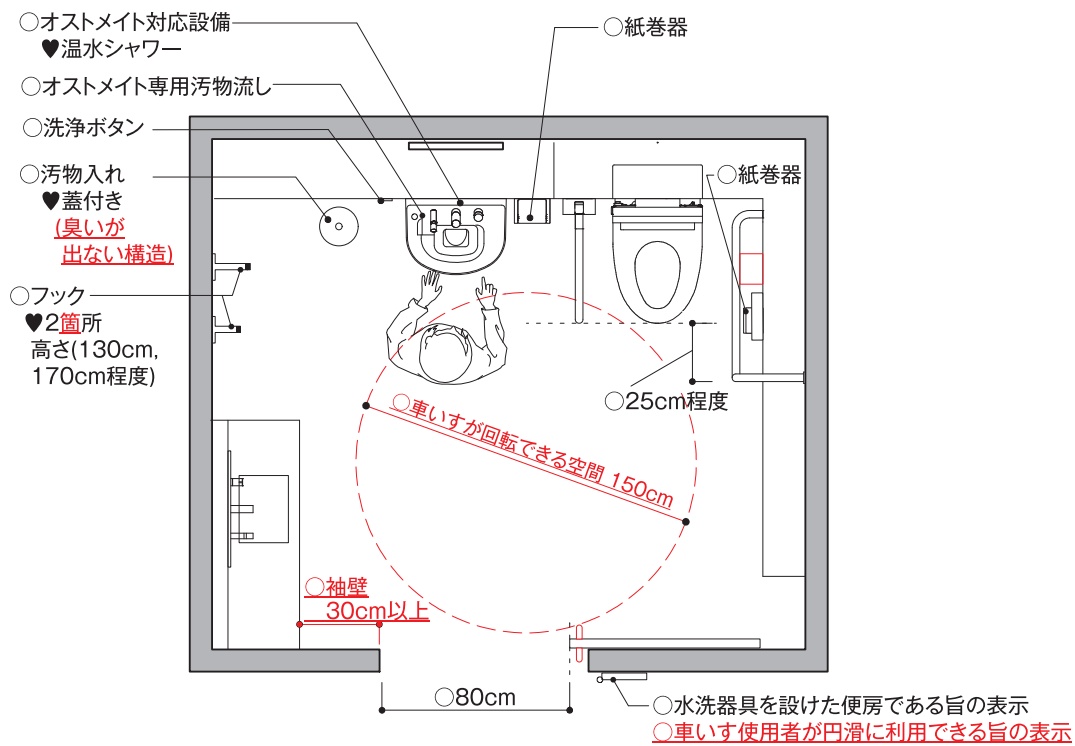
姿見鏡

- 全身を映すことができる姿見鏡を設けることが望ましい。鏡はパウチがきちんと装着しているか、確認するためのものである。



<出典>TOTO バリアフリーブック [パブリックトイレ編 2018年1月改訂版]

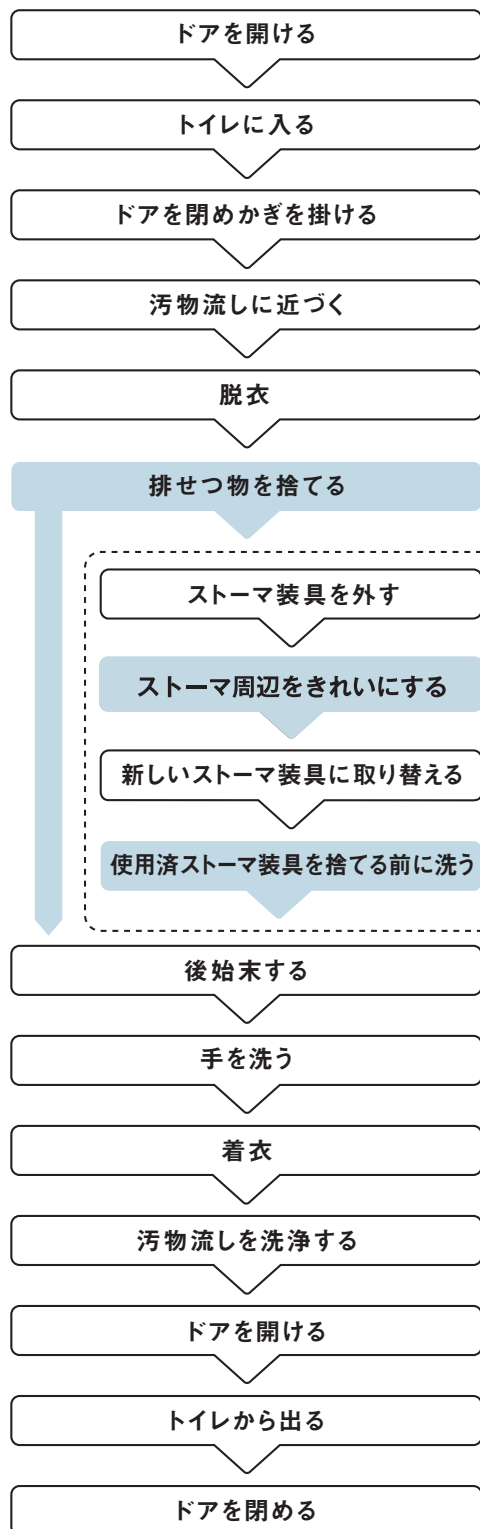
★ 図9-11 車いす使用者用便房にオストメイト対応設備を設けた整備例



水洗器具の使用方法 オストメイト（人工肛門・人工ぼうこう保有者）

TOTO バリアフリーブック [バブリックトイレ編 2018年1月改訂版] を基に作成

1. 汚物流し使用の場合



ストーマ装具（パウチ）にたまった排せつ物を汚物流しに捨てる。

POINT

ストーマ装具（パウチ）内の排せつ物を捨てやすい大きさ・形状・高さの汚物流しが必要。



せっけんでストーマ周辺を洗浄し、シャワーで洗い流す。

POINT

ストーマ装具（パウチ）から汚物が漏れた場合や取り替える際、汚れた衣服や排せつ口（ストーマ）を洗うため、温水シャワーを設置することが望ましい。

ストーマ装具を新しいものに交換する場合



（ストーマ装具（パウチ）を交換する場合）使用済みのストーマ装具（パウチ）を捨てる前に洗う。

POINT

ストーマ装具（パウチ）を洗いやすい水栓が必要。

3. ベビーベッド・ベビーチェアに関する基準

指定施設整備基準	建築物移動等円滑化基準	図
<p>(3) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合には、次に掲げる便所を設けた便所をそれぞれ1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）設け、当該便所の出入口の戸又はその付近には、その旨の表示をしなければならない。</p> <p>⇒「対象用途と対象規模」を参照(P.150)</p>	同左	9-13
<p>ア 乳幼児を座らせることができる設備を設けた便所</p>	同左	9-13
<p>イ 乳幼児のおむつ交換をすることができる設備を設けた便所</p>	同左	9-13

(参考：関連条文) 政令第14条、規則別表第1の2(9の項)、規則別表第5(9の項)

ベビーベッド・ベビーチェア

整備基準 9-(3)-ア、イ

⇒「20 乳幼児連れ利用者に配慮した設備」を参照

コラム

大きめのシート

大きめのシートは、主に着替え、おむつ交換、排せつ（自己導尿等）を行う際に使用されます。車いす使用者（介助者が同伴している場合も含む）や高齢者、体の大きい子どもや大人でも利用することが可能なため、設置の要望が高い設備です。シートの大きさは、幅60cm以上×長さ125cm以上、高さ50cm程度です

横型タイプ（収納時の奥行き20cm程度）や縦型タイプ（収納時の奥行き30cm程度）があり、スペースやレイアウトに応じて選択できます。



横型タイプ

縦型タイプ

<出典>TOTO バリアフリーブック [パブリックトイレ編 2018年1月改訂版]

車いす使用者用便所を複数設ける場合には、そのうち、1以上を大きめのシートを設けた便所とすることが望ましいです。

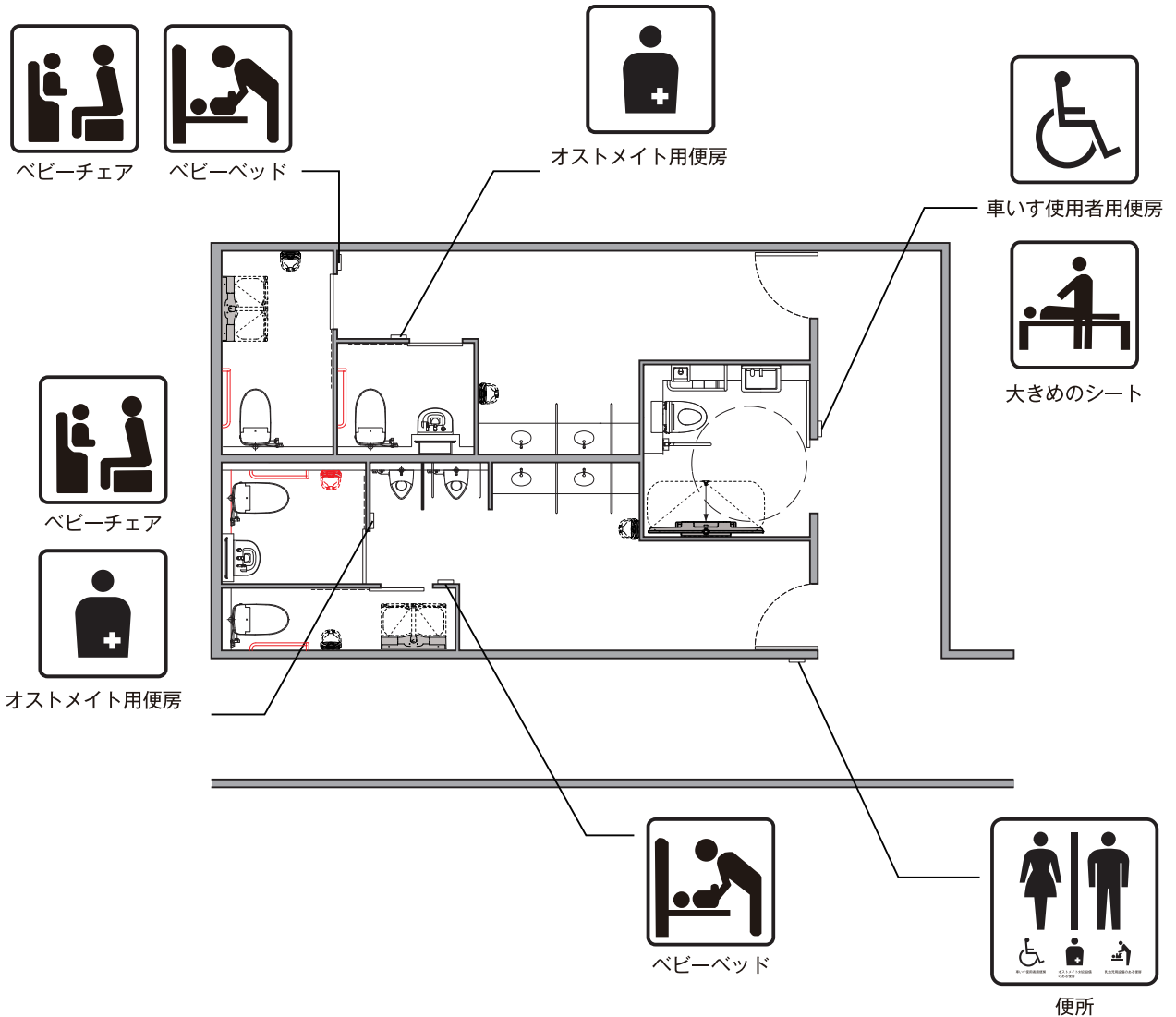
不特定かつ多数が利用する公共性の高い施設は、大きめのシートを設けた便所は男女が共用できる位置に配置し、その旨の表示を行うことが求められています。

車いす使用者の声

大人は車いすに座ったままのおむつ交換は難しいので、ベビーベッドだけでなく、大きめのシートも設置してほしいです。



図9-13 便所の標識の整備例



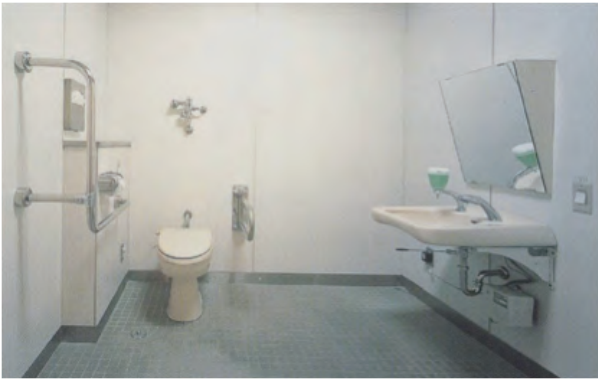
便房の戸又はその付近に表示
 整備基準 9-(2)-ア-(イ)、9-(2)-イ-(ア)、9-(3)-ア、イ

- 便房の戸又はその付近を見れば、その便房の中にバリアフリー対応の設備があるか否か判断できるよう、便房の戸又はその付近にバリアフリー対応設備がある旨を表示する必要がある。
- 引き戸の場合は戸に表示し、開き戸の場合は戸の付近に表示し、戸が空いている状態で表示が見えるよう留意する。
- 戸又はその付近に表示が必要な便房は、車いす使用者用便房(9-(2)-ア-(イ))、オストメイト対応設備のある便房(9-(2)-イ-(ア))、ベビーチェアのある便房(9-(3)-ア)、ベビーベッドのある便房(9-(3)-イ)である。

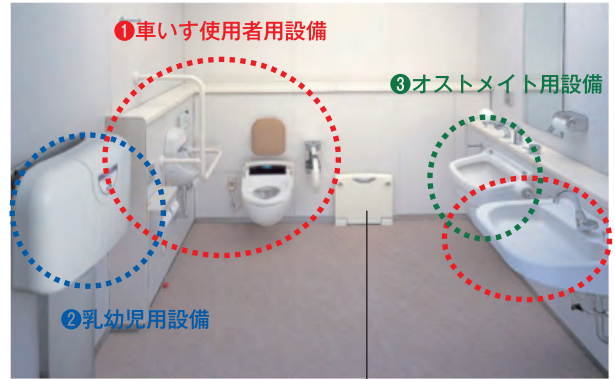
※ベビーチェアのある便房、ベビーベッドのある便房の表示は、JIS規格の改正に伴い変更

多機能トイレに利用者が集中している背景

1987年頃の車いす使用者用トイレ



2000年頃の多機能トイレ



※着替え台は、乳幼児のおむつ替えやオストメイトの着替え等の際に便利な設備です。

1980年代は障害者の社会参加の必要性が叫ばれ、車いす使用者用トイレの設置が進みましたが、2000年代からは車いす使用者だけでなく、高齢者やオストメイト、子ども連れ等の外出機会の増加に伴い、車いす使用者用トイレの中に様々な機能が追加されてきました。

バリアフリー化の取組として、駅や建築物などにおける車いす使用者用トイレの設置義務を背景に、近年、子ども連れなども利用できる、「多機能トイレ」が数多く設置されてきました。

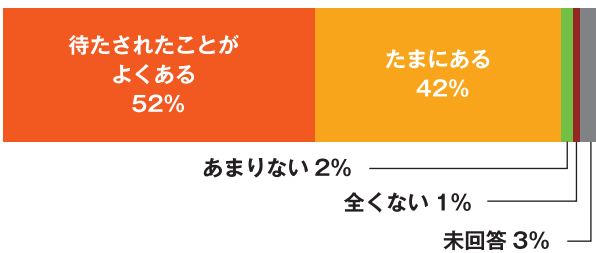
一方で、車いす使用者などの障害者だけでなく、高齢者、子ども連れなどの利用が集中して、便房内に広い空間を必要とする車いす使用者が使いにくくなっているという指摘が多く寄せられています。

このような実態を踏まえると、多様な利用者の円滑な利用を促進するためには、利用者のマナー向上にとどまらず、「多機能トイレ」内のみであった各種設備や機能を、その他のトイレにも分散して配置することが有効な方法です。

また、近年では知的障害者や発達障害者等への異性介助、高齢者同士の異性介助等により、男女共用の便房設置に対するニーズが高まっており、介助者等の実態に即したトイレの設計とすることも求められています。

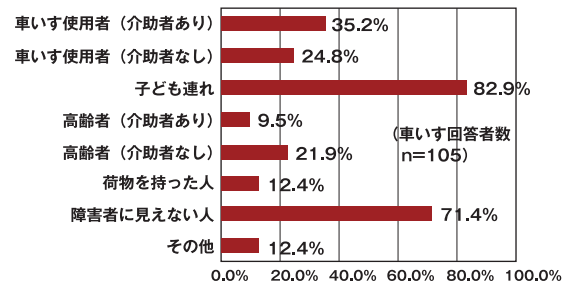
(参考) 多機能トイレの利用実態調査

○車いす使用者のうち約94%の方が、多機能トイレで待たされた経験がある。
車いす使用者の方々に、多機能トイレで待たされた経験があるのは、「待たされたことがよくある(52.4%)」、「たまにある(41.9%)」で、合わせると94.3%となっている。



○多機能トイレで待たされた車いす使用者のうち約83%の方が子ども連れ、約71%の方が障害者に見えない人が多機能トイレから出てくることを経験している。

多機能トイレから出てきた方
(回答者数に対する割合)



出典：「多様な利用者に配慮したトイレの整備方策に関する調査研究報告書」(国土交通省)
(http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/sosai_barrierfree_tk_000016.html)を基に作成

多機能トイレへの利用者集中を解消する整備例

多機能トイレの整備を否定するものではありませんが、特に利用者が多い場合は多様な利用者のニーズを複数のトイレで対応する設計を検討してください。

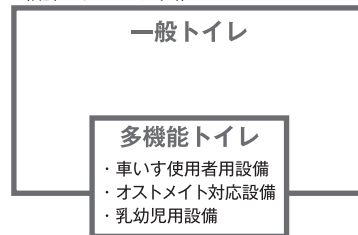
多機能トイレに設備が集中している様子

様々な利用者が集中し、車いす使用者が使いにくくなっている。



多機能トイレ

(配置イメージ図)



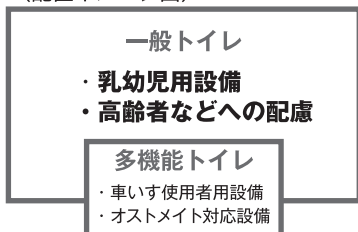
整備例1 一般トイレに、多機能トイレにあった設備を配置し、多機能トイレの利用者の一部を分散

車いす使用者以外による多機能トイレの利用頻度が減り、車いす使用者が利用しやすくなる。



ベビーチェアやベビーベッドなどの乳幼児用設備を一般トイレ内に配置、便器の洋式化や手すりの設置など高齢者等への配慮を行っています。ベビーベッドを個室の外にも設けることで多くの人が利用できます。

(配置イメージ図)



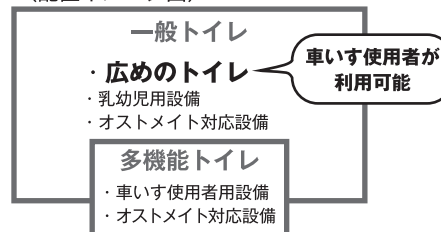
整備例2 一般トイレに広めのトイレを設け、一部の車いす使用者が利用できるトイレを増やす

多機能トイレ以外にも車いす使用者が利用できるトイレを増やすことにより、車いす使用者が利用しやすくなる。



車いすで利用可能な有効幅員や空間を確保し、手すり等を設けています。自力で腰掛便座に移乗が可能な車いす使用者は、一般トイレを利用できます。

(配置イメージ図)



オストメイト対応設備の中には、腰掛便座の周辺に設置するタイプの製品があります。

低い位置に水栓設備があるため、パウチの洗浄だけでなく、導尿のための器具や、しびん等の洗浄など、車いす利用者なども使うことができます。



背もたれにつけるタイプ



ノズルが自由に動くタイプ

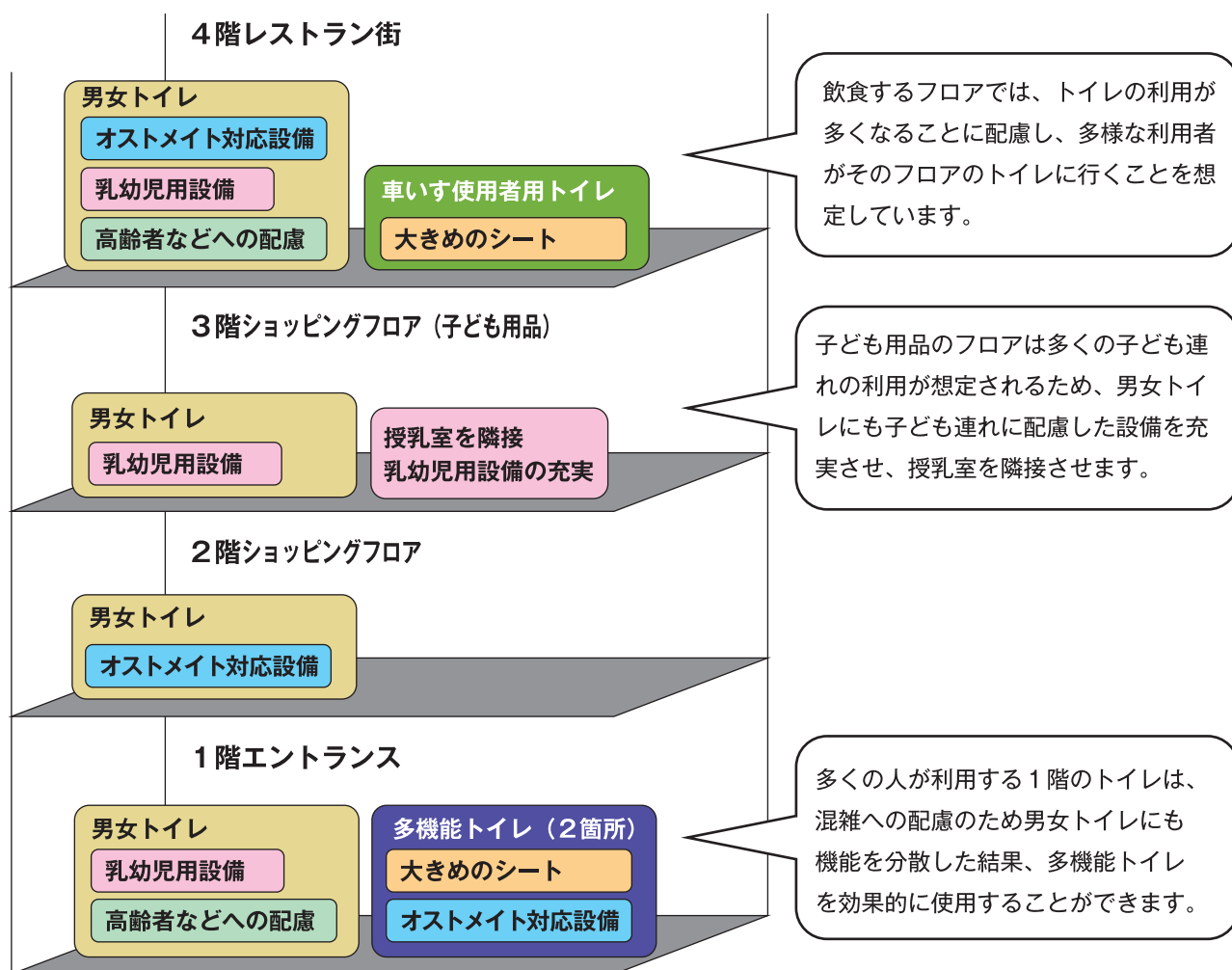
施設全体における機能分散 ① ～多機能トイレへの利用者集中を解消する考え方

多機能トイレへの利用者の集中を解消する方法として、施設の全ての階に車いす使用者用トイレやオストメイト用トイレ、乳幼児用設備を備えたトイレをそれぞれ設置することが一番望ましいと言えますが、特に既存施設の改善においては、施設の構造等の制約からそのような対応が難しい場合もあります。

限られた状況下で、多機能トイレへの利用者の集中を解消する方法として、施設全体での機能分散を図り、フロアごと、または同一階の別の場所に異なる機能を持つトイレを整備することも有効です。

また、フロアにおける主な利用者の特性に合わせた設備を、そのフロアのトイレに設置することも利用者集中を解消するのに効果的です。

図 商業施設における施設全体でのトイレ配置



大きめのシートや乳幼児用設備、オストメイト対応設備など別々の階に設け、**施設全体で機能を分散**しています。また、子ども用品フロアのトイレは子ども連れに配慮した設備を充実する等、**フロアの利用者特性に応じ、トイレの設備を計画**しています。

なお、この事例は商業施設を例としていますが、一度に多くの人が来訪する劇場や競技場等では、機能分散を考慮したトイレ配置が必要です。

施設全体における機能分散 ② ～案内表示の重要性

施設全体での機能分散を行った場合に重要なのは、案内表示です。

高齢者や障害者、子ども連れが、どの設備がどこのトイレにあるのかあらかじめ認識することができ、かつ目的とするトイレに円滑にたどり着けることが求められます。主な出入口・エレベーター・各トイレの入口などに、施設全体でのトイレの配置状況を確認できる案内を表示し、また、これに加えてトイレの入口には、男女トイレにそれぞれどのような設備が配置されているか、多機能トイレ内にはどのような機能があるのか、利用者の立場でもわかりやすい詳細な情報を表示する必要があります。

トイレの奥に配置されることが多い広めのトイレは、その位置と機能（ベビーベッドやベビチェア等の乳幼児用設備や、オストメイト対応設備はあるかなど）をわかりやすく表示します。

また、トイレに入る前にどのような設備があるのかわかるように、トイレの戸やその付近にピクトグラムで表示するなど配慮が求められます。

さらに、多機能トイレの近くに、他のフロアの多機能トイレ等の情報を表示すると、行動選択の参考にもなります。

施設全体での表示：各フロアの構成とともに、どのようなトイレが配置されているか伝えています。



トイレ入口にある案内表示：
男女トイレ・多機能トイレ内の
設備も表示しています。



多機能トイレの出入口ドア表示：
内部に配置されている設備をピク
トグラムで表示しています。



広めのトイレの表示：車いす使用者や
子ども連れで利用できる広めトイレで
あることがわかるよう、扉にピクトグ
ラムで表示しています。